関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長 德 永 保

(印影印刷)

平成20年度科学研究費補助金(特別推進研究、特定領域研究、 特別研究促進費)の公募について(通知)

このことについて、別添「平成20年度科学研究費補助金公募要領(特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費)」(以下「公募要領」という。)により公募します。

ついては、貴職より関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「 研究機関が行う事務」にしたがい、応募に係る手続き等必要な事務を行ってください。

なお、平成20年度科学研究費補助金に応募する研究機関または平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」(後日、科学技術・学術政策局調査調整課より通知)を、平成19年11月15日(木)までに提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

また、今回の公募要領における前年度からの主な変更点等について別紙のとおりまとめましたので、貴職より関係者に周知してください。

(本件担当)

〒100-8959 東京都千代田丸の内2-5-1

文部科学省研究振興局学術研究助成課

TEL 03-5253-4111 (代表)、FAX 03-6734-4093

担当:研究費総括係 (内線 4091) ...公募要領全般

科学研究費第一係(内線 4095、4328)...特別推進研究、特別研究促進費

科学研究費第二係(内線 4087、4316)...特定領域研究

平成20年度科学研究費補助金公募要領における前年度から の主な変更点

1 「系・分野・分科・細目表」の改正

現行278細目 284細目に充実

2 研究種目についての見直し

以下の研究種目については新規募集を停止

- ・「特定領域研究」の研究領域
- ·「学術創成研究費」
- ・「研究成果公開発表(A):シンポジウムの開催」

「基盤研究(S)」における応募総額の引き上げ

・5,000万円以上1億円程度まで 5,000万円以上2億円程度まで

「基盤研究 (A・B・C)」の研究期間の延伸

・2~4年間 3~5年間

「若手研究(S)」における応募総額の目安を明記

・1億円程度まで 概ね3,000万円以上1億円程度まで

3 研究分担者の在り方の見直し

「研究分担者」の定義を明確化

- ・研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者。 補助金適正化法上の補助事業者に該当。
- ・分担金の配分を受ける()(ただし、研究代表者と研究分担者が同一研究機関に所属する場合には、分担金の配分は生じない。)。
- ・研究代表者や他の研究分担者が、不正な使用等を行った場合は、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となる。
 - () 平成20年度から、研究分担者に分担金を配分する場合、当該分担金に対する間接経費を研究分担者が 所属する研究機関に配分できることとする予定。

新たに「連携研究者」を位置づけ

- ・研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者(応募資格を有する者でなければならない。)。補助金適正化法上の補助事業者には該当しない。
- ・分担金の配分を受けられない。
- ・研究代表者への交替は認められない。
- ・研究代表者や研究分担者が、不正な使用等を行った場合であっても、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象とならない(当人が共謀した場合を除く。)。

(変更前)									(変更後)							
区分	補助事業者	応募資格の有無	組織欄)への記載研究計画調書 (研究	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載		区分	補助事業者	応募資格の有無	組織欄)への記載研究計画調書 (研究	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載
研究代表者				-	-				研究代表者				-	-		
研究分担者									研究分担者							
					1									2		
研究協力者	×		×	×	×	×			連携研究者	×			×	×	×	
		4	3									3				
									研究協力者	×		×	×	×	×	
											4	3				

- (1)・・・研究代表者と異なる研究機関に所属する場合は分担金の配分が可能。
- (2)・・・分担金の配分を受けなければならない。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分しない。
- (3)・・・「研究計画・方法」欄等については、研究計画調書作成・記入要領の指示に従い、必要に応じて記載することができる。
- て記載することができる。 (4)・・・応募資格の有無は問わない。

上記については、平成20年度新規・継続を問わず全ての研究課題に適用。 平成20年度分の交付申請書の記載方法の詳細については、平成20年4月以 降の交付内定通知により通知。

4 応募書類について

「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出することを応募要件化。

平成20年度科学研究費補助金に応募する研究機関または平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」(様式、提出方法等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より通知)を提出する必要があります。提出がない場合は、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

その他(今後、制度改正を予定している事項)

1 研究種目の新設

従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を推進することにより、革新的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として、「新学術領域研究(仮称)」を新設する方向で科学技術・学術審議会で検討中。

「新学術領域研究(仮称)」には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と課題単位で従来の細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の区分を設定。

なお、平成20年度予算案の編成及びそれに関する国会審議等の状況を踏まえつつ公募。

2 評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援 (詳細については、平成19年12月頃通知予定。)

原則として、全ての研究種目において、3年目に自己点検による中間評価を実施し、評価結果をインターネット上で公開。

現在、中間・事後評価を実施している大型の研究種目において、両評価を統一し、研究期間の最終年度の前年度に課題評価を実施。また、当該研究者が最終年度前年度の応募を行う場合を含め、評価結果を次の応募の際の研究計画に添付させ、次の審査に活かす仕組みの導入。

「特別推進研究」において、研究期間終了後3~5年目程度に研究成果等に関する追跡調査を試行的に実施。

3 研究成果報告書の見直し

(詳細については、平成19年12月頃通知予定。)

「研究成果報告書(冊子体)」を廃止()。

「研究成果報告書概要」を充実させた新たな様式を提出させ、インターネット上で公開。

() 平成19年度が研究期間の最終年度にあたり、研究成果報告書(冊子体)の提出が必要な研究課題については、これまでどおり平成20年6月に研究成果報告書(冊子体)の提出が必要です。